

電子申請システム（LoGo フォーム）必要書類について

【目次】

1 各種書類について

(1) 各種障害手帳、各種医療受給者証、意見書・診断書	1
(2) セルフプラン又は計画案	1
(3) 勘案事項整理票	1
(4) 就学児サポート調査	1
(5) 保育所等訪問支援 支援方針	1
(6) 5領域 20 項目調査票	1
(7) 在園証明書等	2
(8) 上限管理事業所届出書	2
(9) 医療的ケア判定スコア	2
(10) 保護者の就労証明書、各種障害者手帳等	2
(11) 保護者の課税・非課税証明書	2
2 新規申請時に必要な書類について（板橋区への転入時も含む） . .	3
3 継続申請について	3
4 変更申請について	3
5 継続・変更申請で必要な書類 ※継続と変更は共通	4

1 各種書類について

(1) 各種障害手帳、各種医療受給者証、意見書・診断書

法律に基づき障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等を申請する場合、障害者手帳（身体・知的（愛の手帳）・精神）又は医療受給者証（小児慢性・難病・自立支援）が必要となります。

板橋区では手帳や医療受給者証がない場合は、主治医による診断書又は意見書を取得することでサービス利用が可能となります。診断書（意見書）の書式は定めてはいませんが、①対象児氏名、生年月日、住所、②診断名（「～の疑い」でも可）、③医師の意見「〇〇の理由で療育支援が必要と考える」等、④診断日、⑤医療機関の名称、所在地、担当医師氏名、病院の印（医師の印でも可）の記載をお願いさせていただいております。利用されるサービスごとに診断書が必要で申請日前6か月以内のものとさせていただきますので、利用の見込みが立ってから取得していただくことを推奨しております。

なお、診断書（意見書）での支給決定に関しては各自治体により書式や内容等の方式が変わりますので、板橋区からの転出の際は必ず転出先の自治体に確認してください。

また、板橋区に転入されてサービスをご利用になられる場合、新規でのサービス利用となりますので、手帳や医療受給者証がない場合は、主治医による診断書又は意見書を再度取得していただく必要がございます。

(2) セルフプラン又は計画案

サービス利用にあたり、サービス利用の意向・サービス利用内容・利用する事業所や1週間の計画（スケジュール）を記入するものになります。保護者の方が作成する場合は「セルフプラン」、相談支援事業所に依頼する場合は「計画案」を区に提出していただく必要があります。詳しくは板橋区のHPより「サービス等利用計画について」「あなたの街の相談支援事業所」をご確認ください。

(3) 勘案事項整理票

新規でサービスを利用する場合、障がい児支援係にて面談を行う必要があります（面談不要の場合もあります）。その際に本人の状況や保護者の状況などを確認するために記入してもらうものが勘案事項整理票になります。申請するサービスの種類によって「児童発達支援用」や「放課後等デイサービス用」等と分かれておりますので、ご確認の上記入をお願いします。

(4) 就学児サポート調査

放課後等デイサービスを利用するにあたり本人の状況を確認する書類になります。記入は保護者または対象児童の様子を理解している方（放課後等デイサービス職員等）に行っていただきます。新規申請及び更新申請の際は必須のものとなります。

(5) 保育所等訪問支援 支援方針

保育所等訪問支援を利用する場合に必要な書類となります。サービス提供事業所が保護者や実施場所へ確認しながら記入するものとなります。新規申請時の他に実施場所が変わる場合には再提出が必要となります。

(6) 5領域 20 項目調査票

短期入所や日中一時支援の利用の際に、本人状況の確認のために保護者に記入していただきます。新規申請時は必須です。また、本人状況に変化があった際は、再度提出していただく場合がございます。

(7) 在園証明書等

第2子以降の児童で無償化対象期間外の児童が児童発達支援等のサービスを利用する場合に、負担額の軽減措置をするため、第1子が保育園や幼稚園に通っている証明として提出していただきます。東京都は独自で第2子以降の無償化事業を行っておりますが、国の負担額軽減制度である第2子軽減措置が優先となりますので、対象の方は必須となります。

(8) 上限管理事業所届出書

複数の事業所を利用している場合や、きょうだいで児童通所サービス等を利用されている場合、月の上限金額を超えないように事業所間で調整していただく必要がございます。原則、通所日数が多い事業所が上限管理を行うこととなっておりますので、保護者からご依頼いただき書類の提出をお願いします。書類の提出が遅れてしまうと上限額以上の請求が発生する場合がございますので、ご了承ください。なお、負担額によっては上限管理の設定が不要な場合もございますので、ご不明な点等ございましたら障がい児支援係までご連絡をお願いします。

(9) 医療的ケア判定スコア

医療的ケアが必要な児童を受け入れる職員体制や報酬単価の算定のために必要な判定書となります。主治医に記入いただく書類となり文書料が発生するものになります。必ず通いたい事業所に確認いただき、必要な場合は障がい児支援係へご連絡ください。

(10) 保護者の就労証明書、各種障害者手帳等

居宅介護や移動支援を利用する場合に保護者の状況を勘案するための書類となります。対象児童の状況等により必要な書類が異なりますので、詳細は障がい児支援係へご連絡ください。

(11) 保護者の課税・非課税証明書

保護者が単身赴任等で住民票が板橋区外にある場合は板橋区で税照会をすることができないため、お住いの自治体で課税・非課税証明書を取得していただく必要がございます。住民税の決定通知書でも代用可能です。

2 新規申請時に必要な書類について（板橋区への転入時も含む）

申請するサービス	必須書類	その他必要書類	備考
児童発達支援	・セルフプラン又は計画案 ・ 勘案事項整理票（児童発達支援用）	・ 各種障害手帳、医療受給者証又は意見書（診断書） ・ 在園証明書 ・ 上限管理事業所届出書 ・ 医療的ケア判定スコア	医療的ケア判定スコアは区のＨＰからはダウンロードできないようになっております。必要な場合は障がい児支援係までご連絡ください。
放課後等デイサービス	・セルフプラン又は計画案 ・ 勘案事項整理票（放課後等デイサービス用） ・ 就学児サポート調査	・ 各種障害手帳、医療受給者証又は意見書（診断書） ・ 上限管理事業所届出書 ・ 医療的ケア判定スコア	
居宅訪問型児童発達支援	サービスの性質上、対象児童の状況等の聞き取りにより必要書類が異なりますので、直接障がい児支援係までご連絡ください（連絡後にオンライン申請可能となります）。		
保育所等訪問支援	・セルフプラン又は計画案 ・ 保育所等訪問支援支援方針	・ 各種障害手帳、医療受給者証又は意見書（診断書） ・ 在園証明書 ・ 上限管理事業所届出書	
居宅介護・移動支援	サービスの性質上、対象児童の状況等の聞き取りにより必要書類が異なりますので、直接障がい児支援係までご連絡ください（連絡後にオンライン申請可能となります）。		
短期入所	・セルフプラン又は計画案 ・ 5 領域 20 項目調査票	・ 各種障害手帳、医療受給者証又は意見書（診断書） ・ 上限管理事業所届出書 ・ 医療的ケア判定スコア	医療的ケア判定スコアは区のＨＰからはダウンロードできないようになっております。必要な場合は障がい児支援係までご連絡ください。
日中一時支援	・ 5 領域 20 項目調査票		

3 継続申請について

継続申請時は区役所からお送りする更新のお知らせの通知にある必要書類をご確認いただき、申請手続きをしていただきます（支給終了月の前月中旬ごろに発送いたします）。

なお、オンライン申請は支給終了月の2か月前より受付可能となっておりますので、下記を参考に更新書類を提出していただくことも可能です。（書類の不備等があれば障がい児支援係よりご連絡させていただきます。）

4 変更申請について

受給者証の日数や時間数の変更は変更申請フォーム、上限管理事業所の追加・変更、負担額の変更、その他記載内容の変更（住所、氏名等）はその他問い合わせフォームからオンライン申請をご利用ください。下記に記載した書類は日数（時間数）変更用になります。

5 継続・変更申請に必要な書類 ※継続と変更は共通

申請するサービス	必須書類	その他必要書類	備考
児童発達支援	・セルフプラン又は計画案	・在園証明書 ・上限管理事業所届出書 ・医療的ケア判定スコア	医療的ケア判定スコアは3回目まで同一書類を使用することができます。4回目以降は再度用紙をお送りさせていただきますので、障がい児支援係までご連絡をお願いいたします。 ※上限管理事業所届出書・在園証明書は変更がない場合、提出不要です。
放課後等デイサービス	・セルフプラン又は計画案 ・就学児サポート調査	・上限管理事業所届出書 ・医療的ケア判定スコア	
居宅訪問型児童発達支援	新規申請時に今後必要な書類をお伝えさせていただきます。対象児童の状況に変化があった等があれば再度ご相談ください。		
保育所等訪問支援	・セルフプラン又は計画案	・在園証明書 ・上限管理事業所届出書 ・保育所等訪問支援 支援方針	上限管理事業所届出書・在園証明書は変更がない場合、提出不要です。 ※支援実施場所が変わる場合、再度支援方針の提出が必要です。
居宅介護・移動支援	新規申請時に今後必要な書類をお伝えさせていただきます。対象児童の状況に変化があった等があれば再度ご相談ください。		
短期入所	・セルフプラン又は計画案	・上限管理事業所届出書 ・医療的ケア判定スコア	医療的ケア判定スコアは3回目まで同一書類を使用することができます。4回目以降は再度用紙をお送りさせていただきますので、障がい児支援係までご連絡をお願いいたします。 ※上限管理事業所届出書は変更がない場合、提出不要です。
日中一時支援			

<問い合わせ先>

障がいサービス課 障がい児支援係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL : 3579-2148 FAX : 3579-2364